

離婚届		令和 年 月 日 届出		長 殿	
受理 令和 年 月 日 第 号		送付 令和 年 月 日 第 号		発送 令和 年 月 日 第 号	
書類調査		戸籍記載		記載調査	
調査票		附 表		住民票 通知	
(フリガナ)		セイヨ		タロウ	
氏 名		夫 西予 太郎		妻 西予 花子	
生 年 月 日		昭和 63 年 9 月 18 日		昭和 63 年 1 月 9 日	
住 所		愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目 434番地 1		愛媛県西予市明浜町依律 3番耕地283番地	
本 籍		愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目434番 1		愛媛県西予市明浜町依律 3番 1	
父母及び養父母の氏名		夫の父 西予 甲太		妻の父 三瓶 一郎	
父母との続き柄		母 長 男		母 明浜 丁美	
養父		続き柄		養父 明浜 乙吉	
養母		養母		養母	
離婚の種別		☒ 協議離婚		☐ 調停	
婚姻前の氏に		☒ 夫		☐ 妻	
もどる者の本籍		愛媛県西予市明浜町高山甲3657番		愛媛県西予市明浜町高山甲3657番	
未成年の子の氏名		父(夫)が親権を行う子		母(妻)が親権を行う子	
同居の期間		平成 21 年 4 月 から 平成 30 年 1 月 まで		同居したとき	
別居する前の世帯とおもな仕事		愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目434番 1 号		愛媛県西予市明浜町依律 3番 1 号	
夫婦の職業		夫の職業		妻の職業	
署名		夫 西予 太郎		妻 西予 花子	
事件簿番号					

離婚届記載の注意事項

- ボールペンなど消えにくいペンを用い、すべて自署してください。
こすると消えるボールペンでは記入しないでください。
- 生年月日など、元号は「S」や「H」ではなく、「昭和」・「平成」と書いてください。
- 住所や本籍は「県名」から書き始め、番地は省略せず「番耕地」・「番地」などを用いて書いてください。
- 【(2)欄父母の氏名欄】実父母氏名を書きます。
父母が婚姻継続中の場合、母は名だけ記入してください。
父母が死別または離別の場合も記入してください。
養子縁組されている方は、養父母の氏名を書いてください。
- 【(4)欄】：離婚後の氏と本籍地を書いてください。
 - 婚姻前の氏に戻り、父母の戸籍に戻る場合
→「ものと戸籍に戻る」にチェックをし、父母の本籍地・筆頭者を記入します。
 - 結婚前の氏に戻り、新たに自分の戸籍をつくる場合
→「新しい戸籍をつくる」にチェックし、新しい本籍地を記入。
筆頭者の氏名は、結婚前の氏で自分の氏名を書きます。
 - 今後も今の氏を名乗る場合
→ (4)欄には記入しない。離婚届とは別に「離婚の際に称していた氏を称する届」が必要です。窓口までお申し付け下さい。
(注：養子縁組婚姻をされていた場合、離婚届とは別に「養子離縁届」が必要な場合があります。)
- 【(5)欄】未成年のお子様がいる場合、いずれかの欄にお子様の氏名を書いてください。
- 協議離婚の場合、親権について確認してチェックしてください。
- 【(9)欄】世帯の中で主に生計を立てている人の仕事をさします。
- 【(10)欄】国勢調査の年だけ記入してください。
- 届出人は協議離婚の場合は双方、調停または裁判離婚の場合はその申立人のみ。戸籍届出の押印が不要となり、届出人の署名のみで届出ができるようになりました。なお、届出人の意向により、任意に押印することは可能です。
- 【右側の証人欄】協議離婚の場合にのみ、成人2名の署名が必要です。(押印は任意です。)

その他の注意事項

休日でも届出できますが、よろしければ、開庁日、窓口で内容を確認させてください。
住所変更される場合は、戸籍届出とは別に「転居」または「転出」の手続きが必要です。
お客様の氏の変更も希望される場合は、別の届出が必要です。(詳しくは窓口にお尋ねください。)

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。	
離婚後の子育ての分担について	
☐ 取決めをしている。 ☐ まだ、決めていない。	
子育ての分担：子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項(例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など)の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うと取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。	
親子交流について	
☐ 取決めをしている。 ☐ まだ、決めていない。	
親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父或母が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。	
経済的に自立していない子(未成年の子に限られませんが)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。	
養育費の分担について	
☐ 取決めをしている。 ☐ まだ、決めていない。 ※未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。	
養育費：経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等)による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。	

この欄については、該当する項目に☑してください

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署名	
三瓶 虎男	
城川 馬子	
生 年 月 日	
昭和 28 年 3 月 7 日	
昭和 48 年 2 月 19 日	
住 所	
愛媛県西予市三瓶町朝立朝立 1番耕地360番 1号	
愛媛県西予市城川町下相 945番 1号	
本 籍	
愛媛県西予市三瓶町朝立朝立 1番耕地360番 1号	
愛媛県西予市城川町下相 945番 1号	